

『いいモノさがし』認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、佐賀市の北部中山間地域から南部平坦地域まで豊かな自然の中で生産される農林水産物を用いて製造された「農林水産加工品」を一定の評価基準により審査し、佐賀市6次産業化特産品として認定し、市内外の消費者に対して広くPR活動を展開することにより、販路拡大につなげ農林漁業者の所得向上を図るとともに、佐賀市の魅力を全国に発信し、イメージアップを図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「農林水産加工品」とは、農林水産物等を原料として、乾燥、加熱等を行うことにより価値が付加された食品とする。

(認定機関の設置)

第3条 市長は、特産品の認定に関し必要な事項を審査するため、『いいモノさがし』認定委員会（以下「認定委員会」という。）を設置する。

2 認定委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(申請の資格)

第4条 認定の申請ができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 佐賀市に住所を有する農林漁業者「個人」「法人」又はそれらの者で構成された「生産者グループ」「団体」
- (2) 物品の製造及び販売について法令等の規定に違反していないこと。
- (3) 責任者、責任の所在が明確であり、第三者からの苦情、要望などに対する処理体制が確立されていると認められる者
- (4) 確かな生産力や加工製造技術、販売力を有しており、申請品が佐賀市内で販売されていること。
- (5) 事業者が個人である場合は当該個人が、団体である場合は当該団体の代表者が本市の市税等を滞納していないこと。

(認定の対象となる農林水産加工品)

第5条 認定の対象とする農林水産加工品は、佐賀市産の農林水産物等を主たる原料として活用し、原則として佐賀市内で製造された農林水産加工品とする。ただし、佐賀市内で加工する技術やノウハウがない場合においてはこの限りではない。

(認定基準)

第6条 認定の基準は、次のとおりとする。

- (1) 食品衛生法、佐賀県条例の許可を取得している。
- (2) PL保険等に加入している。
- (3) JANコードを有している。
- (4) 表示等に関する法律に遵守している。
- (5) 主な原材料の産地が佐賀市内である。
- (6) 食品添加物は法令で使用が認められているもので、必要最小限の使用である。
- (7) 最終加工場所、または製造場所が佐賀市内にある。

- (8) 衛生的な施設で加工ならびに製造している。
 - (9) 味や品質が認定品としてふさわしいものである。
 - (10) 商品の販売実績が1年以上あり、今後販売の拡大計画を有している。
- 2 市長は、認定基準を変更するときは、認定委員会の意見を聴くものとする。

(認定の申請)

第7条 認定を受けようとする者は、認定を受けようとする商品(以下「申請商品」という。)ごとに『いいモノさがし』認定申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 『いいモノさがし』認定に係る誓約書(様式第2号)
- (2) 保健所が発行する食品営業許可書又はこれらに類するものの写し
- (3) 各種保険書等の写し
- (4) 対象品に関するリーフレット等
- (5) その他 市長が必要と認めた書類

(認定の審査)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、認定委員会を開催するものとする。

- 2 認定委員会は、申請を認定基準に基づき審査し、その結果を市長に報告するものとする。
- 3 前項の審査において必要があると認める場合は、商品見本の提供又は申請者の出席を求めることができる。

(認定の決定)

第9条 市長は、認定委員会の審査結果に基づき、認定の諾否を決定するものとする。

- 2 市長は、認定の諾否の結果を『いいモノさがし』認定審査結果通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(認定証の交付)

第10条 市長は、前条の規定により認定された申請商品ならびに申請者に対し、『いいモノさがし』認定証を交付するものとする。

(認定決定の公表)

第11条 市長は、前条の規定により認定証の交付を受けた申請商品(以下「認定品」という。)ならびに申請者(以下「認定事業者」という。)について、次の事項を公表するものとする。

- (1) 認定品の名称
- (2) 認定事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地)
- (3) 認定品の特性等

(認定の有効期間)

第12条 認定の有効期間は、認定のあった日から起算して3年とする。

(認定の表示)

- 第13条 認定事業者は、市長が別に定める認定マークを認定品または当該認定品の包装、容器等に使用することができる。ただし、認定マークは認定品以外に表示してはならない。
- 2 前項の認定マークの表示に要する費用は、認定事業者が負担するものとする。

(再認定申請)

- 第14条 認定事業者は、第12条の認定の有効期間満了後引き続き『いいモノさがし』の認定を受けようとするときは、当該有効期間満了の日の2か月前までに『いいモノさがし』再認定申請書(様式第4号)により市長に申請しなければならない。
- 2 第8条から第12条までの規定は、前項の規定による再認定申請について準用する。この場合において、第8条第1項中「前条」については「第14条第1項」と読み替えるものとする。

(認定内容の変更・取下げ)

- 第15条 認定事業者は、次の各号のいずれかに認定内容が該当するときは、『いいモノさがし』認定事項(変更・取下げ)報告書(様式第5号)により速やかに市長に報告しなければならない。
- (1) 認定事業者の氏名又は名称若しくは代表者を変更したとき。
 - (2) 認定事業者の住所又は主たる事務所の所在地を変更したとき。
 - (3) 認定品の製造者を変更したとき。
 - (4) 認定品の名称を変更したとき。
 - (5) 認定品の包装又は容器に係るデザインを変更したとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、認定事項等に変更が生じたとき。
 - (7) 認定品の製造若しくは加工が中止され、その再開が見込まれないとき、又は認定品の製造若しくは加工が廃止されたとき。
- 2 市長は、『いいモノさがし』認定事項(変更・取下げ)報告書を受理したときは、第8条及び第9条を準用する。
- ただし、軽微な変更については第8条の認定委員会での審査を省略することができる。
- 3 第1項第7号に係る通知を受けた認定事業者又は認定品は、第12条の規定にかかわらず、認定期間を短縮し期間満了とする。

(事業実績状況報告)

- 第16条 認定事業者は、毎年4月30日までに、前年度における認定品の生産量、販売実績、広報宣伝の取組み状況等について、『いいモノさがし』認定品に係る実績報告書(様式第6号)により市長に報告しなければならない。

(追加報告及び改善指示)

- 第17条 市長は、前条の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、認定事業者に対して認定品に関する事業活動の実態、販売実績、経営状況等について、報告を求めることができる。また、事業活動の改善の必要があると認められるときは、必要な指示を行うものとする。

(認定の取り消し)

- 第18条 市長は、認定事業者又は認定品が次の各号のいずれかに該当するときは、認定委

員会の意見を聴き、認定を取り消すことができる。

(1) 『いいモノさがし』の認定が虚偽の申請によるものであったとき。

(2) 認定事業者が、第15条並びに第16条及び第17条の規定による報告の求めに正当な理由なく応じず、又は虚偽の報告をしたとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、『いいモノさがし』認定制度の運用に重大な支障を及ぼす行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により認定の取消しを決定したときは、『いいモノさがし』認定取消通知書（様式第7号）により認定事業者に対して通知するものとする。

3 認定事業者は、取消しの通知を受けたときは、直ちに『いいモノさがし』認定証を市長に返還しなければならない。

4 第1項に規定する認定の取消しを受けた認定事業者は、取消しの日から2年を経過しなければ、新たな申請をすることができない。

（市の責務）

第19条 市長は、制度の周知及び認定品のPR、販促活動の支援を行うほか、この要綱に定める事項の適切な運用のための総合調整を行うものとする。

（認定事業者の責務）

第20条 認定事業者は、この要綱に定める事項を遵守するとともに、次の各号について特に留意しなければならない。

(1) 認定商品の生産、製造及び販売を通じて、認定品の情報発信を積極的に行い、佐賀市に対するイメージの向上に努めること。

(2) 認定品に係る事故又は苦情（以下「事故等」という。）が発生したときは、『いいモノさがし』認定品事故等報告書（様式第8号）により速やかに市長に報告するとともに、自らの責任において問題解決を図らなければならない。

(3) 認定事業者は、前項の規定による問題解決を図ったときは、その内容を市長に報告するものとする。

(4) 市が事故等を受け付けたときは、認定事業者に対して速やかにその内容を連絡するものとし、連絡を受けた事業者は、事故等に誠意を持って対応し、その状況を市長に報告しなければならない。

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか、『いいモノさがし』の認定に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

2. 申請品の概要

◇商品に関する基本情報をお教えてください

①商品名	(ふりがな)				
②内容量					
③賞味期限(消費期限)	製造から				
④販売単価(税込)					
⑤保存方法	1. 常温 2. 要冷蔵 3. 要冷凍 (いずれかに○)				
⑥販売開始年					
⑦販売可能時期	1. 通年 2. ()月～()月 (いずれかに○)				
⑧生産等の能力	/年				
⑨主な原材料 (調味料を除く)	原材料	生産者 (製造者)	産地 (原産地)	使用割合(%)	
⑩食品添加物 (すべて記載)	品名	用途名		使用割合(%)	
⑪販売実績・計画 商品の販売先と予定 先及び販売目標額につ いて記載してくださ い。	現在の販売先				
	販売予定先 (ターゲット)	[該当する項目すべてに○] 1. 佐賀市内 2. 佐賀県内 3. 関西都市圏 4. 関東都市圏 5. 海外 6. その他()			
		[具体的な名称]			
	2年前 【 年度】 (実績)	1年前 【 年度】 (実績)	当年 【 年度】 (見込み)	2年次 【 年度】 (計画)	3年次 【 年度】 (計画)
	千円	千円	千円	千円	千円
⑫今後の計画(販売計画を達成するための販売戦略等についてご記入ください。)					

⑬申請品のアピールポイント(申請品の機能、特長、こだわり等をわかりやすくご記入ください。)

※第三者の認定する資格等(特許など)や、優良商品表彰歴等があれば、その証書のコピーを添付してください。

■商品の表・裏の印字されている文字が確認できる写真、および表示されている文字が読める表示ラベルを貼付してください。※チラシ、別途資料等の添付は不可。

⑭(商品写真貼付欄:表)

⑭(商品写真貼付欄:裏)

⑭(品質表示ラベル貼付欄) ※ラベルがある場合は貼付してください。

3. 製造の概要

①製造の状況（製造方法、製造工程、記録等について説明してください。）	
(簡単な説明) (製造工程のフロー図) (製造工程の記録方法)	
②衛生管理体制の状況（管理方法やトレーサビリティ、情報公開等の取組について記入してください。）	
③賞味期限設定の根拠（設定の根拠となる内容について記入してください。）	
④危機管理体制の状況（苦情や事故対応など社内での責任体制について具体的に記入してください。）	
⑤従業員教育の状況（法令順守、衛生面、技能向上など社内における推進体制を記入してください。）	
⑥使用原材料について、生産履歴、産地証明、原料製品の規格書等の情報の整備について（いずれかに○）	1. 整備していない ----- 2. 整備している
⑦使用している容器包装の素材・性能について製品規格書など説明できる情報について（いずれかに○）	1. 持っていない ----- 2. 持っている

※使用原材料についての生産履歴等や、容器包装の製品規格書などがあれば、その最新の情報についてコピーを添付してください。

4. 添付資料

- (1) 『いいモノさがし』認定に係る誓約書（様式2号）
- (2) 保健所が発行する食品営業許可書又はこれらに類するものの写し
- (3) 各種保険書等の写し
- (4) 対象品に関するリーフレット等

『いいモノさがし』認定に係る誓約書

『いいモノさがし』認定を受けるにあたり、『いいモノさがし』認定制度実施要綱の定めるところを誠実に遵守するとともに、次の事項について特に留意することを誓約いたします。

- 1 商品の製造及び販売を通じて、積極的に『いいモノさがし』のイメージアップに努めます。
- 2 商品の品質、流通、販売等において事故等の問題が生じたときは、当方がその一切の責任を負います。
- 3 虚偽の申請など『いいモノさがし』認定制度実施要綱第18条第1項各号に該当する場合は、認定が取り消されることについて不服を申しあげません。

年 月 日

佐賀市長 あて

住 所

（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の職・氏名）

※個人の場合、本人の署名であれば押印不要です。

法人の場合は、記名押印してください。

『いいモノさがし』認定審査結果通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀市長 印

年 月 日付で申請のあった『いいモノさがし』の認定については下記のとおり決定したので、『いいモノさがし』認定制度実施要綱第9条の規定により通知します。

記

商 品 の 名 称	
認 定 結 果	
認 定 番 号	
認 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
理 由	

『いいモノさがし』再認定申請書

年 月 日

佐賀市長 様

申請者 住 所

（法人の場合は主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人の場合は法人名及び代表者の役職、氏名）

年 月 日付 第 号で認定を受けた下記認定品について、下記のとおり『いいモノさがし』の再認定を受けたいので、『いいモノさがし』認定制度実施要綱第14条の規定により申請します。

記

認 定 番 号	
認 定 品 の 名 称	
再 認 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
認 定 品 の 販 売 計 画	
備 考	

（※）認定品の販売計画欄には、販路拡大に向けた取り組み予定等を記入してください。

『いいモノさがし』認定事項（変更・取下げ）報告書

年 月 日

佐賀市長 あて

報告者 住 所 _____

（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏 名 _____

（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の職、氏名）

連絡先 _____

年 月 日付 第 号で認定を受けた下記認定品について、『いいモノさがし』認定制度実施要綱第15条の規定により、下記のとおり報告します。

記

認 定 番 号	
認 定 品 の 名 称	
届 け 出 の 事 由	<input type="checkbox"/> 認定事項の変更 <input type="checkbox"/> 認定品の製造等の中止 <input type="checkbox"/> 認定品の製造等の廃止
変 更 事 項 ・ 内 容	
変 更 理 由 （又は中止・廃止の理由）	

（※）参考資料を添付してください。

『いいモノさがし』認定品に係る実績報告書

年 月 日

佐賀市長 あて

報告者 住 所 _____
(法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏名 _____
(法人その他の団体にあつては名称及び代表者の職、氏名)

連絡先 _____

年 月 日付 第 号で認定を受けた下記認定品について、『いいモノさがし』認定制度実施要綱第16条の規定により、下記のとおり報告します。

記

認 定 番 号	
認 定 品 の 名 称	
認 定 品 の 販 売 量	
認 定 品 の 販 売 額	
広 報 宣 伝 の 取 組 実 績	
特 産 品 認 定 に よ る 効 果	
備 考	

(※) 広報宣伝の取組実績欄には、広報宣伝、販路拡大、物産展等の出展、イベントの開催、マスコミからの取材等の実績があれば記入してください。

(※) 備考欄には、本事業に期待すること等あれば記入してください。

『いいモノさがし』認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀市長 印

年 月 日付 第 号で認定した下記認定品について、下記の理由により 年 月 日付で認定を取り消しましたので、通知します。

記

認定番号	
認定品の名称	
認定取消理由	

『いいモノさがし』認定品事故等報告書

年 月 日

佐賀市長 あて

報告者 住 所 _____

(法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名 _____

(法人その他の団体にあつては名称及び代表者の職、氏名)

連絡先 _____

年 月 日付 第 号で認定を受けた下記認定品について、
『いいモノさがし』認定制度実施要綱第20条の規定により、下記のとおり報告
します。

記

認 定 番 号	
認 定 品 の 名 称	
事 故 等 の 内 容 事故の状況等、できるだけ具体的に記入してください。	
対 応 ・ 対 処	
備 考	